

駐車違反の手続き



運転者不出頭

罰金等
通知

放置違反金制度

車両使用者に対する管理責任の追及

弁明の機会付与

車両使用者に対し文書で通知

放置違反金納付命令

督促・車検拒否

それでも納付しないと

財産の差押え

金融機関で放置違反金を納付すれば手続き終了
車両使用者に違反点数は付されません。

自宅、勤務先等を調査した上で財産を差し押えます。

交通反則通告制度

運転者に対する責任追及
運転者を切符処理
反則金の納付
違反点数付加

※ 指定期日までに反則金を納付すれば
使用者責任は追及されません。

車両の使用制限

放置駐車違反を繰り返すと、一定期間車両の使用が禁止されることがあります。